

長野市役所特定事業主行動計画 の期間延長について

総務部職員課

1 計画の概要 (特定事業主：国・地方公共団体)

計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

目的 人口減少が進む中で 持続可能なまちづくりを進めていくためには、**仕事と育児の両立、女性の活躍推進、障害の特性や個性に応じた能力の発揮といった視点**を持ち、様々な立場や特性を持つ職員が互いに尊重し合い、持てる能力を最大限発揮できるような、働きやすい職場づくりを進める。

根拠法令 次の3つの法律において策定が義務付けられている。

- (1) 次世代育成支援対策推進法
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律

主な取組

- (1) **女性職員の採用や登用に向けた取組**
- (2) **男性の育児休業の取得促進**
- (3) **時間外勤務の縮減、年次有給休暇取得促進**
- (4) **障害者の採用や定着に関する取組 等**

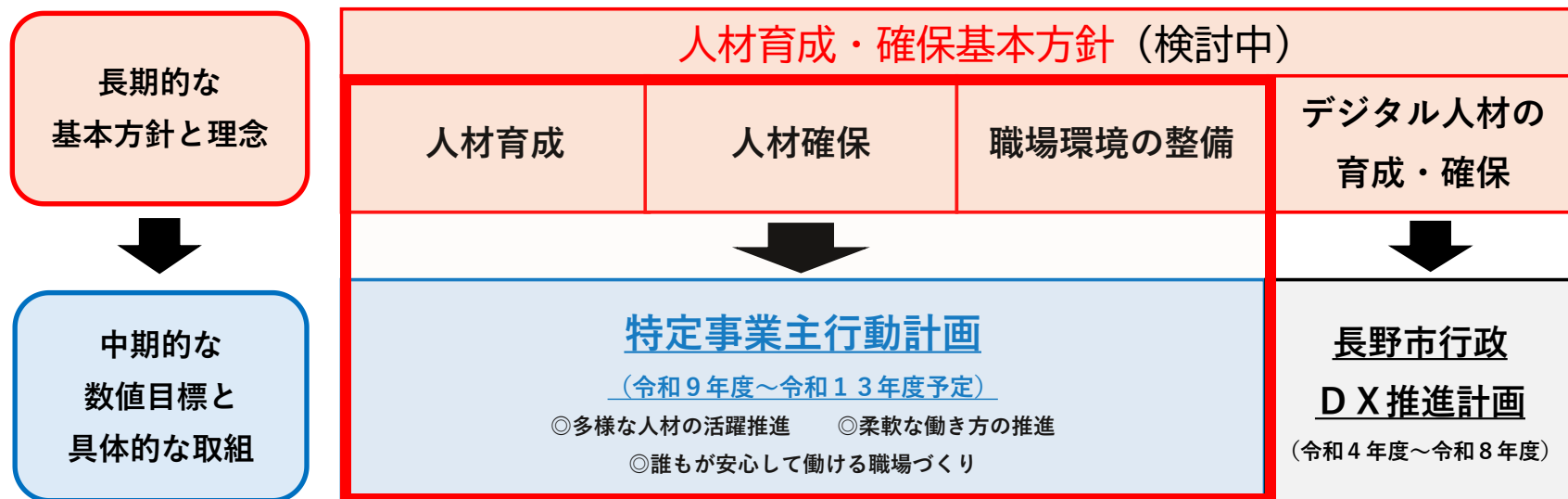
現計画では、市長部局等における女性管理職の割合の目標をR7までに10%以上としている。

〈実績〉
R2：5%→R7：10.4%

2 長野市人材育成・確保基本方針（令和8年度中に改定）との関係

職員の人材育成について定める「**長野市人材育成基本方針**」（平成21年策定）は、令和5年12月の国の新たな指針の策定を受け、令和8年度中に「**長野市人材育成・確保基本方針**」として改定を予定している。

「長野市人材育成・確保基本方針」との関係性



3 計画期間の延長

長野市役所特定事業主行動計画は、現在検討中の人材育成・確保基本方針と関連性が高いこと、また、令和9年度を始期として検討中の次期長野市総合計画における行政運営の基本方針（職員の能力向上及び組織づくり）との整合性を図ることで、具体性・実効性のある計画とするため、現行の計画期間を1年間延長し、両計画等と作成時期を合わせるもの

(1) 延長後の計画期間

令和3年4月1日～令和9年3月31日（1年間延長）

(2) 全体イメージ

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
長野市総合計画	第五次計画：平成29年度～令和8年度						第六次計画：令和9年度～令和18年度					
人材育成・確保基本方針	人材育成基本方針：平成21年度～						人材育成・確保基本方針：令和8年度中～					
長野市役所特定事業主行動計画	現計画：令和3年度～令和7年度（当初）						1年延長	次期計画：令和9年度～令和13年度				